

佐賀県総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、佐賀県総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第1条の4第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第1条の3第1項の規定に基づく、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「佐賀県教育大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の県の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) 上記各号に関する知事及び教育委員会の事務の調整

(会議)

第4条 会議は、知事が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 知事は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を政策部に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。